

裁判員経験者と法曹三者との意見交換会議事要録

日 時 平成 30 年 11 月 1 日（木）午後 3 時から午後 5 時まで

場 所 さいたま地方裁判所裁判員候補者室（A 棟 1 階）

参加者等

司会者 田 尻 克 己（さいたま地方裁判所第 3 刑事部部総括判事）

裁判官 結 城 剛 行（さいたま地方裁判所第 3 刑事部判事）

検察官 煙 山 明（さいたま地方検察庁検事）

弁護士 尾 崎 達（埼玉弁護士会所属）

裁判員経験者 1 番 50 代 男性（以下「1 番」と略記）

裁判員経験者 2 番 40 代 女性（以下「2 番」と略記）

裁判員経験者 3 番 50 代 女性（以下「3 番」と略記）

裁判員経験者 4 番 50 代 女性（以下「4 番」と略記）

裁判員経験者 5 番 40 代 女性（以下「5 番」と略記）

裁判員経験者 6 番 40 代 男性（以下「6 番」と略記）

議事要旨

別紙のとおり

(別紙)

司会者

それでは、意見交換会を始めさせていただきます。私は、本日の司会を務めます、さいたま地方裁判所第3刑事部部総括裁判官の田尻克巳と申します。私は、以前勤めておりました裁判所での経験を含めると、裁判員裁判の経験は7年余りになります。この裁判員制度もスタートしてから今月で9年半になります。さいたまでもこれまで多くの裁判員や補充裁判員の方に参加していただきました。裁判員や補充裁判員の方々にとって分かりやすく、かつ充実した裁判にするために、裁判所、検察庁、弁護士会が、それぞれの立場で検討し、工夫を重ねてきたところですが、裁判員裁判はまだまだ完成形ではなく、更に改善する余地があるように思います。そのためには実際に参加して下さった裁判員経験者の方々の御意見が何よりも貴重な資料になります。そこで、このような会を設けて裁判員経験者の方々にお越しいただいたというわけです。本日は皆様から率直な御意見をお聞かせ願えればと思っております。

本日の会には私以外にも3人の法曹関係者が出席しておりますので、それぞれ自己紹介をお願いします。

煙山検察官

さいたま地検検察官の煙山です。本日は、裁判員を実際に経験された方の貴重な御意見、御感想をお聞きするのを非常に楽しみにしております。

尾崎弁護士

弁護士の尾崎と申します。私は、裁判員裁判の経験は先日初めて担当したところですが。裁判員の方のアンケートは見せていただくのですが、実際の声を聞かないと弁護活動の良し悪しは判断が付かないものですから、今日は楽しみにしてまいりました。

結城裁判官

さいたま地方裁判所第3刑事部裁判官の結城です。私は、前任庁も含めまして裁

判員裁判の経験は7年になります。先ほど話が出ましたとおり、裁判員裁判はまだまだ改善するところが多いかと思います。皆様の御意見を伺い、裁判員制度をより良い方向に進めていきたいと考えておりますので、ぜひ今日は忌憚のない御意見をお聞かせ願えればと思います。

司会者

本日は、6名の裁判員経験者の方をお迎えしております。それぞれ担当された事件の内容を御紹介しますので、全般的な感想をお願いします。まず、1番の方の担当された事件は、被告人が深夜に女性宅に侵入して下着を盗んだ上、寝ていた被害者を強姦してけがをさせ、更にショートパンツを奪い取ったという住居侵入、強盗、強姦致傷事件でした。被害者を脅した言葉や暴行の態様などが争点となり、5日間にわたって審理と評議が行われました。判決は懲役7年6か月でした。それでは、1番の方、お願いします。

1番

自分が裁判員に選ばれて、裁判員裁判に関わることができたことは本当に良かったと思います。なぜなら、手を挙げてもできることではないですし、偶然選ばれたことは非常に良かったという印象です。

司会者

2番の方と3番の方は、同じ事件を担当されました。被告人が無免許運転をして、他の車に衝突する物損事故を起こしたのに、そのまま逃走して、追い掛けてきた被害者に対して持っていたペティナイフで胸や腹を多数回突き刺すなどして重傷を負わせた道路交通法違反、殺人未遂、銃刀法違反の事件でした。被告人は事件の記憶がないとして、殺意の有無や責任能力が争点となり、8日間にわたって審理と評議が行われました。判決は、殺意が認定され、責任能力についても著しく低下していなかったとして、懲役9年という結果になりました。2番の方からお願いします。

2番

私は、裁判員に選ばれて、まず、良かったなと思いました。滅多に経験できるこ

とではないですし、今までは裁判のニュースが流れても、聞き流していることもありました。裁判員裁判に参加してからは、裁判のニュースにも関心を持って見るようになりました。本当に良い経験をさせていただいたと思います。また、私が担当した事件は被告人がナイフを持っていたり、傷を負わせてしまった事件でしたので、自分の身を守るために気を付けるようになりました。

司会者

続いて、3番の方をお願いします。

3番

裁判員候補者通知をもらってから実際に裁判員に選ばれるまでに時間がありました。候補者のままで終わるのかなと思ったときに選ばれたので、裁判員の経験をするのができてとても良かったです。今までは、このような意見交換会に参加するのは躊躇していたと思うのですが、裁判員に選ばれて、そういった経験を踏んだからこそ今日の意見交換会に積極的に参加してみようという気持ちになりましたので、本当に良い経験だったと思いました。

司会者

次に、4番の方が担当された事件は、被告人が、自分が入院した場合に90歳になる実母の生活を心配して、殺害を決意し、首を布製のベルトで絞めて殺害したという殺人事件でした。起訴された事実には争いはなくて、4日間、審理と評議が行われ、判決は懲役8年でした。それでは、全般的な感想をお願いいたします。

4番

私は、逆に裁判員に選ばれたことがとてもショックというか、何万人、何千人もいる中でなぜ私が選ばれたのかなという感じでしたが、裁判員を経験して、一緒に裁判員を務めた方のいろいろな意見を聞くことができて、とても良い経験になりました。私が担当した事件が殺人事件ということで、自分の中にない感情などをいろいろ考えるのが大変でした。

司会者

例えば、被告人の気持ちや亡くなったお母さんの気持ちなどを考えるのが大変だったということですか。

4 番

そうですね。自分が追い詰められたときのことを考えると、それがつらかったなというのがありました。

司会者

次に、5 番の方が担当された事件は、以前から兄の高圧的な態度に不満を募らせていた被告人が、兄から、弟の金を盗んだ犯人だと決めつけられて、家を出ていくように言われたものの、所持金が少なかったために、兄に預けていた生活費を返してもらおうとして兄の帰りを待つうちに怒りを募らせ、帰宅して眠っている兄の傍らに包丁を握って立っていたところ、目覚めた兄と目が合ったことから、焦ってしまい、兄が死んでも構わないという気持ちで包丁で兄の背中、胸、腹、首などを多数回突き刺したけれども、弟に止められたために重傷を負わせたにとどまったという殺人未遂事件でした。起訴された事実には争いはなくて、5 日間審理と評議が行われました。判決は、懲役3年、執行猶予5年でした。それでは、全般的な感想をお願いします。

5 番

事件自体が、被害者の方も生きていて、被告人も罪を認めていたので、それほど怖くありませんでした。無罪を主張していなかったもので、どちらの言っていることが正しいかを判断しなければならないような事件ではなかったので、参加することができて良かったなと思いました。これが被害者が亡くなっていたり、どちらが正しいかを判断しなければならないような事件だと、選ばれなければ良かったと思ったかもしれません。今まであんなに他人のために他人の人生を一生懸命考えたことがなかったし、他の裁判員の方も、被告人のことを知りたいと思って質問やお話をたくさん聞くことができましたし、その後、被告人はどうしているのかなと時々思い出します。

司会者

5 番の方の担当された事件は、被害者のお兄さんも被告人を許す気持ちであまり被告人に対して怒っていなかったんですね。

次に、6 番の方が担当された事件は、夜間に徒歩で通行中の女性に対して背後から口を塞いで脅し、現金やバッグなどを奪った上、被害者を強姦したという強盗強姦事件でした。起訴された事実には争いはなくて、4 日間、審理と評議が行われました。判決は懲役 11 年でした。それでは、全般的な感想をお願いします。

6 番

終わった時点で思ったのは、良い経験ができたなというところではあるのですが、若干時間が経って、自分が関わったことが他人の人生を左右する出来事だったということを見ると、責任がとても重いものだったなと改めて認識しました。また、終わった後に誰でもこういう犯罪に巻き込まれる可能性があるというのを再認識したので、特に女性が被害者という事件でもあったので、身の回りにいる女性に対してなるべく一人で夜道を出歩かないようにと伝えました。

司会者

続いて、個別的な話に入っていきたいと思います。まず、裁判員に選ばれる段階の話から始めたいと思います。皆さんには裁判員選任手続の日の大体 2 か月前に裁判所から呼出状が届いたと思います。結果的に皆さんは裁判員裁判に参加していただくことになったのですが、呼出状が送られてきた時点で、例えば、仕事の都合ですとか、家庭の事情があって参加することに支障があるというような方はいらっしゃいましたか。5 番の方、お願いします。

5 番

当時 1 歳 1 か月の息子がおりまして、見てくれる人間が近くにいませんでした。ただ、せっかくの機会ですので、できれば参加したいと思いました。送られてきた手引書には育児のサポートが欲しい方はこちらまで御連絡ください、施設を御紹介しますと書かれていたので、実際電話をしてみたら、一番近いところをお教えしま

すが、あとは御自分で予約を取ってくださいというお話でした。ただ一番近いのはここですが、御自分の好きなところにお預けいただいても大丈夫ですということでした。御紹介いただいたところは裁判所から徒歩15分ぐらいでしたが、自宅の方からは遠回りになるので、行きがけに近い公立の保育園を自分で探して連絡を取ったところ、裁判員裁判に参加する人の子供を預かったことがないと言われました。私の場合、本当は月に3日程度しか預けられないので、裁判で5日なり6日なり預けたいとなったときに預かれないかもしれないという感じでしたが、その後何とかしますということで便宜を図っていただけることになりました。それでも午後5時までは絶対に迎えに来てくださいと言われました。最初に手引書の案内先に電話をしたときに、評議が長引けば何時になるかは分からないので、5時に終わるとはお約束はできませんと言われ、そうすると私以外の者が保育園に迎えに行かなければならないのですが、評議の最中に夫に電話をして、子供を迎えに行ってくれという連絡ができるのかも分からなかったのもので、保育園に預けることができませんでした。結局、実家の母を1週間ばかり泊まりがけで呼んで対応はできたのですが、5時までに終わるようにしてもらえると私みたいに育児をしている人も参加できるのではないかと思います。私は本当に幸運にも母が見てくれたので参加することができましたが、参加したいと思っても諦めなければいけないという人が出てきてしまうのかなと思いました。あとは、保育園の側にも裁判員の子供を預かるときには5時を過ぎても預かってくれるようにしていただけるとありがたいなと思いました。

司会者

まず、育児サポートについて情報量が足りないということと、それから保育園側の受入れ態勢ができていなかったところに問題があったということですかね。5番の方の場合には実家のお母さんが協力してくださったのでできたけれども、場合によってはそういうことのできない人もいらっしゃるのではということですね。

次に、審理の日程について伺いたいと思います。皆さんには裁判員選任手続の日にお越しいただいて、別の日から審理がスタートしております。1日の審理の中で

は、大体1時間に1回くらい休憩を取るような日程が組まれていたと思います。全体的な審理日程を見ますと、2番、3番、それから6番の方々には評議が終わるまで連日お越しいただいて審理や評議が続いたわけですが、その他の方々は間に休みの日を挟みながら審理や評議が続いたと思います。皆さんのような日程で良かったのかという点をお聞きします。例えば、選任手続の日の午後から審理を始めて、休みも挟まずに判決までいく場合が考えられます。そうすると、皆さんの職務従事期間はかなり短くなりますが、日程的にはタイトになります。逆に皆さんの御負担とか御都合を考えて、選任手続とは別の日から審理をスタートして、その後も裁判所にお越しいただく日は増えますが、休みの日を挟んだりとか、1日の中でも休憩時間をもっと増やしたりとか、あるいは終わる時間を早くしたりというやり方もあります。どのようなやり方も一長一短はあるとは思いますが、皆様にとって今回の日程はどうだったのかをお伺いできればと思います。1番の方から順番に伺います。

1 番

私の場合はばらばらに日程が組まれていたのですが、私は土日の仕事に従事しており、平日が休みなので、平日の休みを裁判員にとられて、土日は仕事になってという部分もあるので、連日でいいとか、ばらばらがいいとか、言い切ることは難しいです。

2 番

ほぼ連日に近い状態で参加しまして、私の場合はシフト制の仕事をしている関係で、会社でシフト調整をしてもらいながらの参加という形になりました。審理の進行状況で本当は丸1日かかるところを半日にしていただいたりとか、1日も来なくていいとか、そういう配慮もありましたので、そちらの方はとても助かったのですが、1日に1回の休廷が15分というのが3回ぐらいありましたので、そんなに入れなくても良かったのかなと思いました。そうすることで、もう1日減らしたりしても良かったのかなというのは私の中ではありました。

司会者

同じ事件を担当された3番の方はいかがでしたか。

3 番

私も仕事が前月の月末までに次の月の日数を決めるという形だったので、選任手続の日に、まず決まるかどうか分からないような状態だったので、その日に一応手続をして、その後に決まりましたというのを仕事先に言って、この日からここまではお休みをお願いしますという話をさせていただきました。仕事先も裁判員に選ばれた場合は、きちんと配慮をするという本社の考えがあるので、そうなった場合は自分が出勤しなくても大丈夫のように上司がきちんと配慮してくれたので、その点に関しては大丈夫でした。ただ、前半は毎日審理があり、初めの頃は頭が結構いっぱい、初めの何日間かは家に帰ったらぐったりというような感じでしたので、その点は大変でした。ちょうどそのときに土日が入ったので、それで少しは体を休められたかなというのはありましたが、私はこのくらいのペースで良かったと思いました。これ以上タイトにされると多分精神的に疲れが取れなかったと思います。

司会者

2番と3番の方の日程を見ますと、審理が始まってから、土日の休みはありますけれども、評議が終わるまでは連日続いていて、評議が終わってから判決まで少し時間が空いたという日程でしたね。また、選任手続の日が金曜日で、審理が始まったのが翌週の火曜日ですね。そのくらい空いていた方が3番の方としては良かったですか。

3 番

そうですね。もし選任手続でそのまま始まるという形ですと、多分職場の方も私の代わりに誰かが入ることになるので、もっと前に決まるか決まらないのか分かっていたら前もって準備ができると思います。選任手続の日に行ってからでないと選ばれるかどうか分からないという話だったので、日数が空いていれば少しは融通をつけてもらえると思います。

4 番

私は、選ばれたときは仕事をしていなかったのですが、日程的には大丈夫でしたが、今は仕事を始めているので、もし今選ばれたとすると、出られるかどうか厳しいかなというのがあります。

司会者

4 番の方の日程を見ますと、火曜日に選任手続があつて、1 日挟んで木曜日、金曜日と法廷での審理があつたのですね。金曜日の法廷での審理が終わった後から評議が始まって、その次に翌週の木曜日まで空くのですね。そして、木曜日に評議、金曜日が判決言渡しという日程でした。きついとするとどの辺りがきついのですか。

4 番

火曜日に選任手続でここに来て、木曜日からとなると 1 日しかないのです、もしこの後自分の仕事が入っていた場合に、職場の方で代わりを探すことが難しいかもしれません。

司会者

何日ぐらい間が欲しいという感じでしょうか。

4 番

先ほど 3 番の方もおっしゃったように、決まっていれば何日か余裕を持って仕事を入れないでおけるのですが、選任期日に来ないと分からないので、それは厳しいと思います。

司会者

あらかじめもっと前に分かっていると今のお仕事ではつらいですか。

4 番

そうですね。もし代わりに入ってくれる人がすぐ見付かればいいのですが。

司会者

分かりました。5 番の方はいかがでしょうか。

5 番

私は仕事をしていないので、日程が空くということに対しては問題がありません

でした。休憩も逆に少しずつ入っていてとてもありがたかったです。集中して話を聞くことがなかなか難しく、難しい言葉もあるし、真剣に聞けば聞くほど、すぐにあれ、さっき何と言っていたのか、あれはどういうことだったのだろうとか聞きたくなってしまったことがあったので、休憩が少しずつ入ったことがとてもありがたかったです。先ほどの話の続きになってしまうのですが、子供の保育園の問題があったので、もし、何時までには終わることが決まっていたら保育園に預けやすいかなと思いました。

司会者

実際には5時を過ぎるようなこともありましたか。

5 番

評議自体で5時を過ぎることはなかったですが、5時近くまで評議が行われた日があったので、そこから保育園まで迎えに行くと、お迎えには間に合わなかったかもしれないです。

6 番

私もシフト制の職場で働いているのですが、半月前までに予定を出さなければなりません。選任手続が月曜日で、翌日から公判に入る、判決が金曜日というスケジュールだったのですが、選任されてから報告するのではとても間に合わないので、事前にいただいた資料にスケジュールが書いてあったことから、その時点で月曜日から金曜日まで有休を事前にもらって、選ばれても大丈夫なようにしたのですが、正直言うと選ばれてからスケジュールが空く時間があつたら良いのではないかなとは思いますが、あと、休憩については、少し多いかなとは思いました。もう少し少ない方が早く終わるのかなという気はします。

司会者

6 番の方の仕事からすると、大体半月くらい前には参加するのかもしれないのか分かっていないと対応が難しいですか。

6 番

はい。シフト制の仕事だと予定を1か月前に提出しなければならないという職場もあると思うので、最低1か月前ぐらいに自分が参加するのかどうかというのが分かっていないと予定は組みづらいです。

司会者

次は、セキュリティーに関する質問です。裁判所では、皆さんの安全を確保するために、裁判所内で事件関係者や傍聴人と接触することがないように配慮したり、あるいは皆さんのお名前なども明らかにせずに、番号でお呼びしたりしていますが、裁判が行われた当時、あるいはその後でも結構ですが、何か身の安全に危険を感じる、あるいは不安を感じるというようなことはありましたか。特に危険は感じなかったということでもよろしいですか。ちなみに、今日もそうですが、番号でお呼びしているのですが、そのことに抵抗感とか違和感というのはありませんか。(全員うなづく。)

では、法廷での審理の質問に入っていきたいと思います。審理の中身についてですが、審理の後に行われる評議が充実したものになるためには、皆さんにとって検察官や弁護人のそれぞれの主張が理解できるものであり、また法廷で取り調べた証拠、証拠には証拠書類や、証人尋問、被告人質問とかがありますが、その証拠の内容が皆さんにとって分かりやすいものでなければなりません。そこで、まず皆さんに伺いたいのは、検察官と弁護人の冒頭陳述についてです。審理の早い段階で検察官、弁護人それぞれの主張が冒頭陳述という形で述べられますが、これをお聞きになったときに検察官、弁護人のそれぞれの伝えたいことあるいは強調したいことは理解できましたか。それとも何か頭の上を通過していつてしまったというような印象でしょうか。1番の方からお願いします。

1番

もう1年8か月ぐらい前の話なので、細かいことは覚えていないのですが、テレビなどで裁判のシーンとか、弁護人、検察官、裁判官役が出演していたりとかしますよね。そういう感じの流れで審理というものが進められていくのかなというのを

想像していましたが、逆に全然違う感じだなというのは深く印象にあります。冒頭陳述についての質問なので、それに当たるかどうか分かりませんが、テレビは単純にこうだ、ああだという話をお互いにやり合って、間に被告人がいて、裁判員なり裁判官なりがそういう対比の中で聞いていて、イメージと実際の審理は全く違うなという印象が強く残っています。

2 番

私もテレビで見ている限りでは難しい言葉がたくさん出てくる印象があったのですが、裁判員向けに弁護人や検察官が分かりやすく、難しい言葉はできるだけ控えて言ってくださっているのかなと思いましたので、何のことか分からないと悩んだことはなかったです。

3 番

私も言っていることが分からないというのは記憶にないですし、あと事前に要旨みたいなものを配られて、文字として見ることができたので、それが分かりやすかったです。

4 番

弁護人の声のトーンがちょっと抑揚のない感じで、聞こえてはいるのですが、やる気があるのかとそれがとても気になった記憶があります。

司会者

最初の段階でそのような印象を持ってしまったのですね。

4 番

はい。

司会者

5 番の方はいかがでしたか。

5 番

3 番の方もおっしゃっていたように、資料を用意していただいたので、ああ、こちら側はここを見てほしいと言っているのだなというのと、こちら側はこう見てく

ださいというのが分かったので、口頭で説明していただくだけでは頭に入らないかもしれないですが、文字にさせていただくことでより理解することができたと思っています。

司会者

資料自体も分かりやすいものでしたか。

5 番

分かりやすかったです。

司会者

6 番の方、お願いします。

6 番

冒頭陳述等ではなるべく難しい言葉を避けていただいたような印象が残っていますし、審理においてもやはり検察官側、弁護人側双方とも、私たちに対してここが争点になっているというのがとても分かりやすい資料で出してくださったので、おっしゃっている内容が分からないというのは全くなかったです。とてもありがたかった記憶はあります。

司会者

冒頭陳述というのは審理初日の皆さんが緊張している中で行われますので、皆さんの頭を通過してしまうようなことがあるのかなと思うのですが、皆さんにとってはそうではなかったということですね。

では次に、証拠調べについて伺います。法廷では、証拠書類の取調べとか証人尋問、被告人質問などが行われたと思います。証拠書類の中には、例えば、遺体の写真とか、傷の写真あるいは血の付いた事件現場の写真ですとか、更には凶器となった刃物そのものなどが出てくることがあります。これらの証拠はもちろん裁判をする上で必要であるから、取り調べるわけですが、その反面、裁判員の方にとってそういう証拠を目にすること自体が強い精神的な負担を感じるということもあります。できる限りそういった負担を減らすように、例えば、写真を出すにしてもカラーで

はなくて白黒にしたりとか，あるいは写真ではなくイラストのような図にしたりして示すというようなやり方で工夫をしているのですが，皆さんの担当した事件でそういった種類の証拠がまず出てきたかどうかですが，多分出てくるとすれば2番から5番の方々かなと思うのですが，2番の方はいかがでしたか。

2番

被害者が傷を負ったところはイラストで出てきました。単色で何センチとか，そういうふうに記入してあったと思います。あと，刃物は実際血液が付いておりましてけれども，見たくないとか，そういうのはなかったです。

3番

図で傷口の状況を見ました。図に線だけで描かれているのを見ても，実際の状況はあまり分かりませんでした。話を聞くとひどいけがであったことが分かるという感じではありましたが，それで気持ちが悪くなるとか，嫌悪感を感じるとかはなかったです。あと，ナイフには血液が付いていたのですが，時間が経っていて，生々しい血の色というのはなかったもので，ナイフを見た瞬間にその生々しさはもうなかったのかなという感じがしました。

司会者

3番の方，傷が人体図みたいなところに描かれていたというような証拠ですか。

3番

そうです。

司会者

3番の方のお話からすると，傷のひどさというのがイラストからだ実感しにくかったという話ですが，傷の写真があった方が良かったというお考えですか。

3番

実際写真を見ないと何とも言えないですが，図が割とあっさり描かれていたもので，ぱっと見ても実際の傷の想像がなかなかできなかったというのはありました。写真を見て大丈夫かどうかというのは私も実際に見ていないので，分かりません。

それで少し怖くなってしまう可能性もなくはないかなと思います。

司会者

ちなみに、傷のひどさというのはどういう証拠から分かりましたか。

3 番

後遺症についてなどの証言です。傷の深さなどは実際は図だと分からないので、それが腎臓に達するとか頭の傷も皮1枚でつながっていたなどという話を実際に聞いたので、本当はもっとひどいことになっていたのだらうなというのが分かりました。

司会者

証言とおっしゃったのは、被害者の証言ですか。

3 番

はい。

司会者

4 番の方はいかがでしたか。

4 番

私のときはベルトが押収品であったのですが、被害者の首を絞めたというベルトだったのです。法廷に行く前に証拠品の提示があると言われて、もし見たくない方は見なくて結構ですと言われたのですが、私はベルトだから、別に何とも思わないかなと思って普通に見ていたのですが、実際にそれを見たときは結構動悸というか、ドキドキして、一瞬目を背けました。

司会者

それが後に引いて、例えば、眠れなくなったりとか、食欲がなくなったりということはありませんか。

4 番

それはなかったです。ただ、法廷で見ると緊張もありましたが、家に帰るまでは何となく引いていたように思います。

司会者

5 番の方はいかがでしたか。

5 番

被害者はめった刺しでした。体中刺されて血が大分出ていましたが、白黒の図に
していただいていたので、それを見て気分が悪くなるとか、そういうことはなかつ
たです。めった刺しで血だらけの部屋という状態なので、それを見せられて平気で
はない人もいますので、白黒でやるしかないだろうなとは思いますが、ただ、
やはり先ほどあったように現実的じゃないというか、実際のひどさというのは本当
には分からないのかもしいないと思いました。抵抗している被害者ともみ合っ
てめった刺しにしているので、この位置で肩、この位置に移動して腰、向きを変えて背
中とかというのを一つ一つ細かく検証というか、話を聞かなくてはいけなくて、部
屋の中を行ったり来たりする図が出てくるのですが、その辺は理解が追いつかない
というか、ここでこの格好になって、こっちに行ってというのを順に追っていつ
ても、刺す回数も移動する回数も姿勢が変わる回数もとても多かったもので、図だと分
かりづらかったと思います。

司会者

次に、証拠の中には被害者や関係者の話を法廷で直接聞くのではなくて、警察官
や検察官が聞き取った話をまとめた供述調書というものを朗読された事件もあつた
かと思います。そういう供述調書の朗読をお聞きになったときに、その内容が理解
できたかということを伺います。例えば、朗読が長くて集中力が続かなかったとか、
早口でよく理解できなかったとか、あるいはメモを取りづらかったとか、印象に残
っていることがありましたら教えていただければと思います。

1 番

供述調書に沿って言われていたのですが、事前にいただいている資料があつたの
で、こういうことだったのだというのを事前に理解しながら、手に持ちながら聞け
たので、特に長いとか、分からないとかいう部分はその時点ではなかったです。

司会者

事前の資料というのは冒頭陳述要旨の紙でしょうか。

1 番

何の紙かは記憶がないのですが、大体法廷に行く前にというか、何らかの資料が必ずあって、それを見ながらとか、見てからとか、そういう形で入っていくことができたので、それに関しては逆に分からないとか、早口だったとか、不満というようなものはなかったという記憶はあります。

司会者

2 番の方はいかがでしたでしょうか。

2 番

あまりよく覚えていません。

司会者

3 番の方はいかがですか。

3 番

朗読というのは私もあまり記憶がなくて、逆に証人がきちんと証言した内容をよく覚えています。

司会者

5 番の方はいかがですか。

5 番

特に長いとか、分かりにくかったということはなかったと思います。ただ、検察官は被告人に刑を与えようとする人で弁護人は被告人を守ろうとする人なので立場が違います。そのため、長さが違ったとか、比べると全然違うことを言っているなと思いました。

司会者

それは、検察官が出してきた供述調書の内容と弁護人が出してきた供述調書の内容が大分違っていたということですか。

5 番

印象が全然違います。自分が聞いてどちらを信じるというか、そこが難しいなと思いました。

司会者

6 番の方はいかがですか。

6 番

特に長いなとは思いませんでしたが、被告人、被害者とも心情やらそういった、例えば、被害者がどういうふうな言葉を掛けられたとかいう事細かなことが記述されていたので、生々しさというのは少し感じました。ここまで細かく言わなくてもいいのではないかという気は正直しました。

1 番

裁判の時に、事前に裁判長からこの辺が争点ですよというところを言っていました。この部分が食い違っているとか、この部分がうやむやだとか、その辺のところが今回の裁判では争点になりますという説明を受けていました。その後双方の言っていることをメモをとりながら聞いていて、やはり矛盾というのは当然、同じ人間なので、あり得るわけですから、その矛盾点というのを自分なりに聞いて判断していたという記憶は強く残っています。

司会者

他にこの証拠は分かりにくいなという印象のある証拠はありましたか。1 番の方お願いします。

1 番

弁護人の弁論のときに出された資料が非常に無駄な感じの資料でした。

司会者

弁護人が弁論で何か資料を出してきたのですか。

1 番

はい。例えば、スライドで映すようなものを単純に印刷したようなもので、これ

は紙の無駄だと思いました。

司会者

法廷の画面で映しているものと同じものを印刷してあったのですか。

1 番

法廷の画面では映していませんが、私たちも弁護人もその資料を持っていて、それをそのまま聞かせているような感じでした。

司会者

次に、証人尋問、それから被告人質問が行われたと思うのですが、まずは検察官や弁護人から質問をして、その答えを皆さんに聞いていただくのですが、その内容は分かりましたか。例えば、なぜこんなことを聞くのかと、質問の意図が分からなかったというようなことがなかったのか、分かりやすい尋問だったのかということ聞かせていただければと思います。6 番の方、お願いします。

6 番

記憶が曖昧ですが、検察官が証人尋問の時に裁判長から注意されていました。質問が重複していたり、あまりに細か過ぎるというような注意を受けていた気がします。

司会者

それは6 番の方から見ても確かにそうだなという質問でしたか。

6 番

そうですね。そういう記憶があります。

司会者

5 番の方はどうでしょうか。

5 番

被告人が被害者である兄の帰宅を待って犯行に及んだという事件だったのですが、検察官は、多分、被告人の計画性を主張したかったと思うのですが、待っている間にどれだけ待ち伏せして悪質かということを証明するために、検察官がここから被

告人は何が見えたのか、木々の間から何を見たのか、そこから何が見えましたかというのを何回もずっと聞いていたんです。やはり法廷でその質問が出ているときは何の話だろうと思っていたのですが、評議室に戻ったときに恐らくこういう意図で検察官は聞いているというのを教えていただかなかつたら分からなかったと思います。

司会者

4 番の方はいかがでしょうか。

4 番

証人が検察官の質問にはきはきと落ち着いて答えていたのがとても印象的でした。こういう初めての場所で見ているとやはり緊張するのに、とても聞き取りやすく、言っていることも分かりやすかったのが印象的でした。

司会者

3 番の方、お願いします。

3 番

私も証人で分かりにくいというのはなかったのですが、精神鑑定の医師の証言のときに、事前に資料を見ていて、少し分からないことがあったような気がしたので、裁判員から質問できる時間に質問させていただきました。それで一応そのときに疑問になっていることは解決できていたと思うので、その辺はとても良かったと思います。

司会者

2 番の方はいかがでしたか。

2 番

検察官と弁護人からの尋問のときにこれを聞けばいいのにという部分があったので、裁判員の方から聞かせていただいたのですが、検察官も弁護人も、もう少し突っ込んで聞いてもいいのかなと思いました。

司会者

それは精神鑑定をした医師の時ですか。

2 番

いいえ、被告人質問の時です。精神鑑定のときは全然問題なかったです。

司会者

分かりました。1 番の方、いかがでしたか。

1 番

まず思ったのが、供述調書ありきから始まる感じじゃないですか。そうすると、被告人に対しては、それに沿っての質問になっていったと思うのです。その後、周りの人、例えば、親御さんだったりとか、婚約者だったりとか、雇用主だったりとか、そういう方への尋問も、結局それに沿っていつてしまうので、どうしてもっと突っ込んで聞かないのだろう、矛盾点ばかりではないかと自分的には感じたところ。なぜかという、密室の中で犯行が行われているので、被害者と加害者しかいないわけなので、誰も見ていないわけですから、やった者がやっていないと言え、それを証明するのは難しいことになってしまうと思うのです。要はその供述調書ありきの部分から入っていくというところがどうかなと思いました。もっと突っ込んで矛盾点について聞くべきだったのではないかと感じた記憶があります。

司会者

供述調書ありきの質問というのは、検察官の質問ですか、弁護人の質問ですか。

1 番

両方です。弁護人は、立場が逆ですから、立証する必要がないんですよね。検察官は立証しなければならないわけです。

司会者

もっと突っ込めばいいのにというのは、検察官がもっと突っ込めばいいのにということですか。

1 番

突っ込めるのでしょけれども、もう調書はでき上がっているわけですから、そ

れを法廷で上積みする，乗せるということは難しいのかなと思いました。

司会者

証人尋問や被告人質問で2番と3番の方は直接質問されたと思うのですが，他の皆さんは直接質問されましたか。4番の方にお聞きしますが，本当は質問したかったけれども，どうしても聞けなかったということはありませんでしたか。

4番

評議室で質問する方を確認していたような気がするのです。私はそのとき質問がなかったので，しなかったという感じです。

司会者

特に質問したいことがなかったので，お聞きにならなかったということですね。

4番

はい。

司会者

証拠について，あと1点だけお聞きします。いろいろな証拠が出てきたと思うのですが，その中でこの証拠は要らなかったのではないか，逆にこういう証拠があったら良かったのというような証拠，何か印象に残っていたら教えていただきたいんです。何か覚えている方いらっしゃいますか。

1番

これは捜査の段階だと思うのですが，被害者が背中にけがを負っているわけなのです。ざらざらな壁に背中部分をこすりつけたような傷だったという立証なので，その部分の，例えば，壁に付着した皮膚などを取っておけば間違いがなかったのかなと思います。警察の話になると思うのですが，そういった証拠があれば間違いなかったのかなと思います。その辺は一つ争点になっていたところなのです。けがをさせた覚えはないと被告人は言っていて，実際にはけがを負っていると言って，それはいつ，誰が負わせた傷なのかという話になって，結局はそうに違いないということにはなったのですが，壁に皮膚のかけらでも付いていれば間違いないというの

はあったのかなと思います。そこまでは捜査していないという話だったので、そのような証拠があれば良かったかなと思います。

司会者

では次に、評議について話を進めていきたいと思います。評議では裁判員の皆さんに意見を述べていただくということが一番重要なわけですが、皆さん御自身十分に意見を言うことはできましたか。何か意見が言いづらいというようなことはありませんでしたか。

6 番

言い足りない部分というのはなかったと思います。評議に関しては、裁判官も私たちが、本当に自由闊達に意見が出せるような雰囲気作りをしていただいていたので、言い足りなかった、もしくは評議が不十分だったという印象はないです。

5 番

私も言い足りないということはありませんでした。せっかくの機会なので、積極的に参加しようと思っていたので、評議の話合いも法廷での質問も思い残すことなく聞くことができたと思っています。

4 番

私も言い足りないことはなかったと思います。

3 番

私も言い足りなかったことはなかったと思います。私が話が詰まってしまったときでも裁判官がきちんと取っかかりを作ってくれたり、自分で疑問になっていても言葉にしづらそうにしていたときには、話を振ってくれて、逆に頭の中で整理をするきっかけを作ってくれていたのも、とても話しやすかったです。

2 番

評議室の中では皆さん本当にいろいろな意見を出して、こういう考えもあるんだと、とても参考になったなという印象が強く残っています。あと質問したいことを事前に言うのですが、うまく言葉にできないとき、裁判長が、こういう言い回しじ

やなくて、こう言ってみたらどうですかと、導いてくれたのもあったので、それはとても助かりました。

1 番

大体言いたいことは言わせていただいたかと思いますが、もう少し自分の思った点や感じた矛盾点というのを評議のときにでも言えれば良かったかなと思いました。普通だったらこうするだろうとか、通常こういうことはあり得ないとかという部分が大きく何点か自分でも感じたところがあったので、それをしっかり他の裁判員、裁判長、裁判官に聞いていただけたらなという部分は少し心残りです。

司会者

その矛盾点をお感じになりながら言えなかった原因はありますか。

1 番

自分の主観になってしまう部分になりますから。裁判は一人でやっているわけではないので。

司会者

特に言いづらい雰囲気があったとか、そういうわけではないですか。

1 番

雰囲気で言いづらかったわけではありませんでした。

司会者

自分一人の考えだからというようなことだったのですか。

1 番

言うことは言ったと思いますが、もう少し突っ込んで、ここがおかしいというようなことを、証言の中でも、争点の中でも、言えるところはあったかなというのは、これは最終的に終わってみてですけれども、感じた記憶があります。

司会者

それから、裁判の中でいろいろな法律的な事柄が出てきます。例えば、殺意等について裁判官から説明があったと思うのですが、その説明が分かりやすかったかど

うか、印象を教えてください。6 番の方からお願いします。

6 番

記憶が曖昧ですが、裁判長の方からとても分かりやすい日常の言葉で、専門用語をきちんとかみ砕いて説明をしていただいたと思います。そのため、全く分からないという状態ではなかったです。

5 番

とても分かりやすく説明していただきました。こんなこと、もう何回も質問されているのだろうなと思うようなことも、本当に丁寧に一から教えていただいて、私が参加した裁判は執行猶予になるかならないかという事件だったのですが、執行猶予とはどういうものか、執行猶予というのは懲役3年以下じゃないと付けられないということもそこで教えていただいて、とても分かりやすかったです。

4 番

分かりやすかったと記憶しています。

3 番

とても分かりやすかったです。ホワイトボードで実際、分かりやすく、表みtainな形で説明してくれたりとか、そういったこともあったので、それがとても目で見て、聞くだけじゃない状態なので分かりやすかったです。

2 番

私も分かりにくいというのはなかったです。5 番の方と一緒に、執行猶予についても説明してくださって、初めて理解できたというところもあって、あとみんなの前では聞きづらいけれど、これってどうなのというところは、休廷の時間に、詳しく教えてくださったりとか、本当に素人に対してきちんと教えてくださったので、良かったです。

1 番

特に分かりづらいということはありませんでした。

司会者

ありがとうございました。皆さんの担当された事件、全て有罪判決でしたので、刑を決めるという作業があったと思います。量刑と呼ばれるものですね。量刑についての基本的な考え方は、多分裁判官から説明があつて、こういう点を重視するのですよという説明があつたかと思います。その内容は大体理解できたということですよと思いますか。それをお聞きになったときに、何か自分の感覚と違うなど、例えば、もっと反省しているかどうかを重視した方がいいのではないかとか、そういう自分の感覚との違和感は何かありましたか。

1 番

同じような案件に関しては同じような量刑にするという説明がありました。そのため、このような事件はこれぐらいになっていますよというのを出されて、結局これに似ているから、このぐらいなのかなというような量刑になったのですが、それは少し違うのかなというのは強く思いました。それでしたら、それに合わせて粛々と普通に裁判を進めればいいだけの話ではないかと思いました。

司会者

他の事案との比較に重きを置いているように感じたということですか。

1 番

はい。

司会者

同じ罪名でもいろいろなタイプの事件がありますので、今回のようなタイプの事件だとこのぐらいですと、量刑分布のグラフを皆さん示されたと思うのですが、その中でどの辺に位置づけるかということで評議が進んでいくと思うのですが、少し自分の感覚と違ったかなということですかね。

5 番

量刑分布のグラフを見てしまうと、その相場から外れてはいけないという気持ちになりました。例えば、ニュースなどを見ていて、それに当てはめたくない相場というか、過去の事例からすればこうかもしれないけど、そんなはずはないという気

持ちになるような事件にもし当たっていたら、それを見せられると、自分の意見を伝えられなかったのではないかなと思います。

司会者

今回の事件は、そういう事件ではなかったのですか。

5 番

はい、納得がいく事件でした。

3 番

私もグラフとかいろいろ見せられてはいましたが、実際、そこまでそのグラフどおりにしなければいけないという気持ちにはなっていなかったです。こういう過去の事例がありますというのを参考にはしましたが、今回のことはまた違うという気持ちで考えることができたと思います。

2 番

懲役何年という判決が出ても、勾留中の日数も含まれてしまうので、懲役何年以内になってしまうわけじゃないですか。

司会者

未決勾留日数ということですね。

2 番

その日数が少なくなってしまうので、被害者から見たら、何でって思うだろうし、加害者にしたら、ラッキーになってしまうのはちょっと疑問でした。

司会者

今おっしゃったのは、未決勾留日数の算入というものです。懲役何年というのが刑の責任の重さを示していて、未決勾留日数の算入という制度は、いわば刑を前払いしているということで引いてあげるといいます。別に刑を軽くしてあげるということではないのですが、そういう感覚になったということですね。あと、グラフをお示しするのは、刑の公平とか、法の下の平等という原則があるものですから、あまり不平等な裁判をしてはいけないということで、あのグラフは大まかな

傾向ということでお示ししているのですが、今回の事件が特殊であれば、もちろんそれとは違う傾向になることもあります。

では、裁判が終わった後の話を進めていきたいと思います。いろいろ経験していただいて、大分時間は経つわけですが、終わった後に何かストレスを感じてつらいと思ったことはありませんでしたか。例えば、皆さんには守秘義務というのがあって、評議の内容は秘密にしてくださいということはあると思いますが、その守秘義務があることによって何か話しづらいとか、そういう経験があったとか、先ほど話してくださった方もいらっしゃると思いますが、物の見方が変わりましたと、いい方向の話もあるかなと思います。終わってから何か影響はありましたか。1番の方からお願いします。

1 番

ストレスを感じてという部分は、少し夜寝られなくなったりしたこともありました。これは絶対におかしいとか、いろいろ考えると、空が白み始めたというときもありました。あと、物の見方が変わったというのは、自分も子供がいるのですが、絶対に被告人側には立つなということだけは、言いました。裁く方と裁かれる方で立場が全く違います。まさか裁く方の立場に自分になるとは思ったことはなかったのですが、実際にやってみて、それは強く感じたところです。あと、終わった後に、近しい人間から、裁判員をやったという話をした後に、私の娘が裁判員に選ばれたのだけど、何かアドバイスがあるか聞かれて、あまり入れ込まないようにと言いました。入れ込むと少しきついよという話だけはしました。

2 番

裁判員に選ばれたときは、もちろん会社の方にも話をするので、その中に、いいな、やってみたいなという方も何人かいました。そうやって言われると、選ばれて本当に良かった、良い経験ができることなんだなと思いました。ただ事前に詳しいことは話せないと言っておいたんです。そのため、判決が出てから、話せることもあるのですが、お疲れさまでしたとは言ってくれたのですが、詳しい内容を遠

慮して聞こうとせず、聞かれないから、私も話さずという感じでした。話したくて仕方がないというのもないし、こういう事件だったから、心理的とか精神的に何かストレス感じたとか、そういうのもなかったです。

3 番

ストレスを感じたことはなかったです。周りの人に、裁判員になったという話は、もちろん裁判が終わった後にも話しましたし、ただ、みんな遠慮していたのか、あまり、どうだったかとは聞かれなかったです。積極的に私も話すこともありませんでした。あとは、家族が、裁判の後に、判決か何かをホームページか何かで見て、この事件なんだと言われましたが、あまり内容的にそれほど聞かれなかったもので、話すこともありませんでした。ただ、裁判員にもし選ばれたらやった方がいいですよというのは、聞かれたときには言いました。それは、とてもいい経験になります。ただ、私が担当した事件は被害者が亡くなるということではなかったので、逆に言ったら、それが救いだったというのがあるので、そのように言えたというのもあります。

4 番

ストレスかどうかは分かりませんが、なるべく裁判のことは家で考えないようにしました。でも、やはり何か、ふと思い出したりとかするときがあったりしたので、終わってからは、なるべくこういう関係のニュースは見ないようにしました。

5 番

私は、ストレスというのは特になかったです。見方が変わったかですが、今まで新聞やニュースで見るだけだと、罪状とか、そういう記事だけだと分からない部分も、裁判に参加して、事件の背景ですとか、そこに至るまでのいろいろな人の話を聞くことによって、最初に思っていたイメージと全然変わるものだなと思いました。これは、裁判に参加しないと分からなかったことですし、その後、やはり新聞なりニュースを見ても、きつともっと複雑なんだろうなと思うようになりました。今までなら被告人だけが悪いと思って見ていたニュースも、どうだったのかなと考える

ようになりました。これは、裁判に参加しなかったら思えなかったことだったので、自分の中で見方がとても変わりました。あと、1 番の方もおっしゃっていましたが、被害者にも、加害者にも、その家族にも、なつてはいけないし、なりたくないなと強く思いましたし、襟を正して、背筋を伸ばして生きていかなければいけないなと思えることができました。

6 番

ストレスは自分も感じなかったです。物の見方については、冒頭でも言いましたが、誰でもやはり被害に遭う可能性があるし、加害者になる可能性もあるというのが改めて認識しました。自分自身で防犯意識、危機管理をきちんとしなければいけないというのは感じましたし、職場でも、どうだったか聞かれることもありましたので、特に聞いてきた同僚とかには、こういうこともあるので、気を付けた方がいいよとか、過信はしない方がいいよということは伝えました。

司会者

では、ここで、今回出席している法曹三者からも質問していただくことにします。まず、煙山検察官、お願いします。

煙山検察官

大変貴重な御意見をありがとうございました。検察官は立証する側なので、むしろ批判を受けやすく、裁判員の皆さんがどのように検察官の立証について、感じられたかということを聞くことができたのは大変貴重なことだと思っております。ここからは、私の方で気になった点を教えていただければと思うのですが、2 番と 3 番の方の担当された事件は証人尋問が多くあったかと思います。あるいは他の方でも尋問があった事例はあるかと思うのですが、直接その人の話を聞いて理解するということはなかなか経験する機会がないかなと思います。例えば、検察官又は弁護人がこういう工夫をしてくれるともっと理解しやすかったなとか、あるいは逆に、その事案ではこういう工夫があったので、分かりやすかったとかについて、差し障りのない範囲で教えていただければと思います。

3 番

被告人の逃走経路について説明をされたときは、その逃走する住所だけ聞いていると全く分からなかったことが、目撃者の証人がこの辺からこう見ていたというのを聞いたときは、図で示されたので、そこは分かりやすかったなと思いました。

煙山検察官

冒頭陳述や論告要旨について、非常に好意的にといいましょうか、文字もあった方が分かりやすいという御意見を承りましたが、冒頭陳述や論告要旨が評議の中で、あるいはその後の証拠調べ等でどのように使われたのか、こういう点を改善した方が良かったのではないかと御意見や感想等があればお聞かせください。

3 番

私の印象は、検察官からの資料はとてもきっちりしていたのですが、弁護人は割と資料が少なかったので、印象も良くないかなというのは思いました。

司会者

評議では、検察官の論告や弁護人の弁論をよく使うと思いますが、今のお話は、検察官の論告は分かりやすかったけれども、弁護人の弁論はそうでもなかったもので、やりにくかったということですか。

3 番

弁護人の弁論はもう少し詳細な説明が書かれていればいいと思いました。弁護人がそこまで説明しなくてもいいと思っているのか分からないですが、もう少し被告人側の気持ちなどが記載されていれば分かりやすかったと思います。

1 番

驚いたのが、判決のときなのですが、検察官が、傍聴席の被告人のお母さんに向かって裁判をやっている間は傍聴に来なくて、判決のときだけ来て、裁判より大事なものがあるのですかと怒っていた記憶があります。検察官が一生懸命やっていたというのは非常によく分かりました。先ほども言いましたが、私の案件は密室の案件なので、立証することが難しく、状況証拠を集めて立証していく事件で

したが、それでもあそこまで持っていくことができたというところで、検察官は一生懸命やっていたらというのとは非常に印象に残っています。

司会者

被告人のお母さんを怒ったのは、いい印象だったわけですね。

1 番

はい。

司会者

尾崎弁護士，どうぞ。

尾崎弁護士

貴重なお話ありがとうございました。実際に弁護人としてはいろいろ考えてやっているのですが、伝わりにくいこともあるということを知るので、実際の話を知ることができてとても良かったと思います。私からは、個別の質問になってしまうのですが、4 番の方が、弁護人の冒頭陳述が、弁護人のトーンが抑揚がなく、やる気があるのかなみたいなことを感じたという話でしたが、その弁護人が話をするときは、紙などを持っていて、その原稿をただ読み上げている感じでしたか。

4 番

はい，そうです。

尾崎弁護士

それは、内容面というのではなくて、結局その抑揚がないというその形式面というか、伝え方が原因で結局話が分からなくなってしまったということですか。

4 番

いえ、聞こえないとかではなく、その方の話し方だと思います。私個人的な意見としては、そのように感じました。

尾崎弁護士

弁護人の中でも議論が分かれていて、やはり紙は見ないで、皆さんにそのまま、ゆっくり伝えるとか、ピッチを変えたりして、話すようにお伝えするというのがい

いという話になっています。他の方にもお聞きしたいのですが、弁護人が冒頭陳述で話すときに紙を持って読み上げていた方はいらっしゃいますか。特に読み上げる場合でも、きちんと話し掛けるようにやりましようとなっているのでもし読み上げているだけの弁護人が多いとすると良くないと思うのでお聞きしますが、特にそういうのはなかったですか。

2 番

紙は持っていたと思いますが、読みながら話すのではなくて、裁判員に説明しながらなので、顔は前を向いていました。

尾崎弁護士

そのときの印象ですが、裁判員の方からすると、紙を持っているということ自体はあまり気にならない感じですか。

2 番

気にならないです。

尾崎弁護士

先ほど証人又は被告人に対する質問のときにもう少し突っ込んで質問をした方がいいのではないかというお話があったのですが、そういった事実というのは、例えば、裁判をする前に取り調べられた証拠の中で出てきていない事実だったりするのですか。それとも、出てきているけれども、もっと詳しく聞きたいなということだったのですか。弁護人としては確かにもっと聞いた方がいいと思うこともあるのですが、既に証拠で出ていることをくどくど聞いてしまうと、聞かされている方としては結構たまらないかなと思って、抑制的になったりすることがあるのですが、そこはそもそも証拠として出てきていないから、もう少し聞いてほしかったということなのでしょうか。

1 番

そのとおりです。要は法廷で矛盾的な部分が出てきたとすれば、そこをもう少し突っ込んで質問すると、調書が覆されてしまうわけじゃないですか。先ほども言い

ましたが、調書ありきというところから始まっているので、それを覆すことは、恐れ多いのかなと思います。

尾崎弁護士

他の方で、その辺について、思われるところがあったりしませんか。弁護人としてどこまで聞くか、いつも悩んでいるところなのでお聞きします。

2 番

被告人が第三者という言葉を使ったんです。そのとき弁護人が質問する時間だったかどうかは分かりませんが、私は、第三者って誰だろうと疑問に思ったのですが、検察官や弁護人から、その第三者とはという質問は出ませんでした。一般人とプロの方とは、目線が違うので、疑問点が出てきて当然なのですが、そういうところも、質問できる場所だったと思います。

尾崎弁護士

確かにそこは第三者とは誰だという話になると思うので、恐らく弁護人は、第三者とは誰ですかという質問をするとは思いますが、それがなかったのですか。

2 番

はい。

結城裁判官

今日は、皆様、貴重な御意見、ありがとうございます。皆様のお話を伺っていて、一つ聞いてみたいと思ったのは、いろいろな書面が配られるという話があったと思います。最初に起訴状というのが出てきただけでなく、冒頭陳述や、それから最後に論告や弁論など出てきますよね。そういった書面と、被告人や証人が話した、あるいはその他の書面で出てくる証拠、それをきちんと区別して考えることが、皆様としては、できたという感じなのかを伺います。

司会者

証拠として出てくるものと検察官、弁護人の主張とは別ですよという説明は多分あったと思うのです。冒頭陳述とか論告、弁論というのは検察官や弁護人の主張で

すから、これは証拠ではありません、これに基づいて認定してはだめですよという話があったと思います。そのこの区別はきちんとできましたかという質問です。

結城裁判官

御自分で、それは、私はきちんと区別できたと思われたかどうかということでお聞きしています。客観的に本当にできましたかではなく、自分の気持ちとして区別できたのかどうかを伺ってみたいなと思ったわけです。

司会者

できたと思いますという方、手を挙げていただけますか。(2番、3番、4番、5番、6番が手を挙げる。) 2番、3番、4番と6番の方々、5番の方も、多分そうかなという感じですか。1番の方は、そうでもなかったですか。

1番

区別が難しかったかなという感じです。

司会者

私から最後の質問ですが、これから後続く人へのメッセージということで伺います。裁判員裁判制度はこれからも続いていきます。これからも大勢の方が参加してくださることになるわけですが、参加してくださる方は恐らく、皆さんが最初にそうであったように、裁判なんて分かるのだろうかとか、あるいは私に裁判員が務まるのだろうかという不安があると思います。そういう方に実際に裁判員を経験した皆さんからメッセージを一言ずつで結構ですのでお願いします。順番に、1番の方からお願いします。

1番

先ほど申し上げたとおり、私は少し事件に入れ込み過ぎてしまったのであまり入れ込まないようにした方がいいですよということです。ただ、裁判員を経験した方がいいのは間違いないです。

2番

裁判員を経験した方がいいとは思いますが。ただ、内容によって、精神的にダメー

ジを受けやすい方もいらっしゃるので、最初に、事件内容が配られると思いますので、その内容を見て、無理だなと思ったら、辞退してもいいとは思いますが、精神的に大丈夫な方には積極的に参加していただきたいと思います。

3 番

私もみんな参加した方がいいと思います。あと、不安に思っているでも実際裁判員になると、裁判官の方がいろいろと教えてくれますので、結構勉強になりましたし、自分でもやり遂げられたなと思いましたので、やったほうがいいと思います。

4 番

裁判員裁判に参加できたことは、自分にとってとても良かったことだなと思うのですが、参加される方は自分に無理のない範囲でやってもらえればと思います。判決はみんなで話し合っ出て出すじゃないですか。それは、先ほども意見が出ましたが、その人の人生を決めてしまうので、自分なんかはそれに参加していいのかなという思いがあったのですが、裁判官の方、その他の方の意見をいろいろ聞いて、多少なりとも自分は何か役に立ったのかなというのが後に少し残ったので、参加できる方はぜひ参加していただきたいと思います。

5 番

裁判官という特殊な職業の方とお話ができるというだけでとても興味深かったです。やはりいろいろ教えていただける機会なんてないですし、裁判に参加することで気付けたことがあると思うので、職場の協力が得られる方であれば、ぜひ参加していただきたいと思います。

6 番

臆さず、面倒くさがらず、とりあえず参加してみたらいいのではないかなと思います。選任のときに、当然殺人事件などは精神的に厳しいという方もいらっしゃると思います。でも精神的に大丈夫で参加してもいいという方はいらっしゃると思うので、事件、裁判によって辞退できるようになればいいのかなとは思いますが、これだったら参加できるということも認めてもらえるといいのかな、参加しやすいのか

などと思います。そうすると、当然殺人事件などは、なり手が少なくなるというのはあると思うのですが。

司会者

実際には、例えば、遺体の写真が出てくる事件だと、そういう写真は私はだめですという方は辞退を承認しています。

本日の会には、記者の方も傍聴していらっしゃいます。ここで、記者の方からも質問を受けたいと思います。

共同通信記者

本日はありがとうございました。全体的な印象として、裁判官、検察官、弁護人、被告人と実際対面されて、やり取りを見る中で、もともと持っていたイメージが変わったとか、こういう人なんだなと感じたとか、印象に残っていることがあればお聞かせください。

3 番

テレビでよく見る裁判官というのは、失礼なんですけれども、もっと偉そうな感じのイメージがありました。しかし、実際はとても優しく、人当たりがとても柔らかで、話し方もとても優しい方だったので、そのイメージはものすごく変わりました。あと、検察官や弁護人も、とても優しい感じでしたので、逆に言うとテレビは大げさ過ぎるのかなと思いました。

5 番

一番お話をさせていただいたのが裁判官の方だったのですが、私たちの緊張をほぐそうと、いろいろなお話をしてくださって、他の方たちとも話やすくなるように、こんなにも気を遣っていただけるのかと思って、とても驚きました。あと、法廷内で検察官や弁護人は歩き回らないのだなと思いました。

共同通信記者

先ほど5 番の方もお話されていましたが、裁判員裁判経験後、報道の見方、特に裁判の記事の見方が変わったということがあれば教えていただきたいです。

5 番

今まで結構ニュースを見たり，新聞を読んでも，もっと厳しくてもいいのと思うことがたくさんあったのですが，書いてある情報が何行かしかない中で受ける印象というのは，やはり全然違うものなんだなと思いました。気になるニュース，事件を見ると，この裁判を法廷で見てみたかった，聞いてみたかったと思うようになりました。

6 番

報道などで見たときに，ここに至るまで，例えば，この被告人はどういう経緯があったのか，単純に何が起きて，この被告人は悪いやつだなというのではなくて，この事件の背景には，どういうものがあったのか気になるようにはなりました。

司会者

それは，報道されていない部分ということですか。

6 番

そうです。表面だけではない部分にどういうものがあったのかというところが気になるようにはなりました。

3 番

私も，裁判員裁判のニュースを見ると，想像ですけれども，いろいろと意見が分かれたのだろうということを考えるようにはなりました。ただ，報道での事件の扱われ方は，大きい事件とそうでない事件であまりに違うんだなというのは，感じるようにはなりました。

NHK 記者

本日はありがとうございました。先ほど裁判員裁判に参加されて良かったという方が多かったと思うのですが，自分が裁判員になると決まったときに，精神的に嫌だなとか，辞退しようかなとか思われた方はいらっしゃいましたか。自分にできるのかな，少し不安だなという部分があったかお聞きしたいです。

6 番

当然、ある日数を拘束されるわけですから、最初に通知が来たときは、どうにか避けられないかなとは考えました。ただ、避けられないのであれば、積極的に参加してみて、それを今後どう生かすかというのは必要だろうなとは考えました。

NHK記者

ありがとうございます。次に、裁判をしていく中で、例えば、被告人を初めて見て、話を聞いて、被告人が悪いという印象を、自分の中で先入観を持ってしまったりして、自分で今本当にバランスが保てているのかなという場面、少し不安になる場面があったという方がもしいらっしゃったら、お話をお聞かせ願いたいと思います。

司会者

裁判所は中立でなければならぬわけですが、そのバランスが保てていないのではないかと不安になった方はいらっしゃいますか。

5 番

見た目もそうですが、この人が犯罪を犯した人なんだという目で最初は見ました。いろいろな人の話を聞いていくうちに、感情移入と言ったらおかしいですが、自分の気持ちが揺れる部分がありました。そのため、逆に、そう思っただけいけないのだからという意思も働きました。客観的に見なければいけないと途中で思いました。

NHK記者

最終的に判決を下すときには客観的に被告人を見られたという自信はありますか。

5 番

そのときは自信を持っていたと思いますが、今思い出すと、少し自信がない部分があります。でも、そのときは胸を張ってというか、みんなで話し合っただけだと思ってはいます。

読売新聞記者

皆さん、貴重なお話ありがとうございました。まず、1 番の方にお尋ねします。先ほど感情移入して眠れなくなったというお話があったかと思うのですが、それは

量刑を判断される上でということなのか、どの段階で、どのようにお悩みになったのかというのを、差し支えない範囲で伺えますか。

1 番

何度も申し上げているとおり、要は調書ありきのところから入っていくわけなので、話を聞いていて、矛盾点が多いという思いがどんどん膨らんでいって、普通そうはしないだろうとか、そういう考え方はないだろうと考えていくうちに、自分が感情移入してしまって、夜眠れなくなってしまったことがあったということです。量刑を判断する場合の話ではありません。

読売新聞記者

先ほどから何回かお話が出ているのですが、人の人生に影響を与えて、思い出すと気になったりしたというお話が出たかと思うのですが、終わってからストレスを感じたとか、悩んだことがあったという方がいらっしゃれば、少し詳しくお聞きしたいです。

6 番

私は、特にストレスを感じたというわけではないです。ただ、結論が果たして100パーセントの正解だったのかどうかというのは、先ほどおっしゃられた方もいますが、そのときは間違いないと思って判断は下しているわけですが、やはり時間が経って振り返ってみると、果たしてそれが100パーセントの正解だったか自信を持って言えるかという、そうではないです。ただ、それについて思い煩うということではないです。

5 番

私も一生懸命その人の人生を考えましたとは言いましたが、左右してしまったという、そこまでの認識は思っていなかったのも、ストレスには考えなかったです。

読売新聞記者

先ほど日程のお話が出たかと思いますが、仕事をどうしても休まなければいけないということになったときに、職場の方に相談したら難色を示されたですとか、何

かそこまではいなくても、相談しづらいなど、御自身でセーブされたというか、何かそういったことがあればお聞きしたいです。

2 番

私は逆で、選任手続期日の案内が来た時点で、公判の日程もある程度出ておりましたので、職場にもし選ばれたらこの日は休まなければなりませんと伝え、休んでも大丈夫なようにシフトを組んでもらいました。ある程度事前に日程を教えていただいたので、大丈夫でした。

3 番

私の場合は、候補者に選ばれたときに、その通知を会社の上司に渡して、1年間はとりあえずその候補に挙がっていますということは言っておきました。そういう人がいるというのを本部か何かに報告をしなければいけないようなことを前に聞いていたからです。それを話していたので、この選任手続の話を受けたときに、すぐ上司に言ったところ、裁判員になるか分かった時点で会社にすぐ電話をくださいとは言われました。それで、その後の休みの日程などを調整してもらうという形にしたので、私の場合もパートなので、とても大変というわけではないですが、人が重なって休むと仕事が成り行かないということがあったので、前もって日程がきちんと分かっていたら、そこまで大変だというのはないと思います。

司会者

皆さん割と職場は協力的だったということでしょうか。（うなずく。）

それでは、本日は皆さん長時間にわたり貴重な御意見をお聞かせくださいましてありがとうございました。最初に申し上げましたように、この制度はまだまだ完成形ではございませんので、今日の皆さんのお話も糧といたしまして、我々法曹関係者は裁判員裁判をより良いものにしていくように努力していきたいと思っております。本日は本当にありがとうございました。